

## 米下院における貿易関連法案の審議状況

米下院では、6月11日、12日に貿易関連3法案の審議が行われたが、その状況は、次のとおりである。

### 1 アフリカ成長機会法等の特恵措置延長法案(HR1295)

・この法案は、アフリカ成長機会法(2025年9月末まで延長)、一般特恵関税法(2017年12月末まで延長)及びハイチ復興機会協立法(2025年9月末まで延長)・ハイチ経済振興法(2025年9月末まで延長)等の延長法案で、上院では満場一致で可決されている。

・ライアン下院歳入委員長(共・ウィスコンシン州)は、民主党の要求を容れ、2024会計年度メディケア予算の一律削減率(上院で可決されたTPA・TAA一括法案第212条によって0.25%に引き上げられることとされている)を再び0.0%に引き下げる規定を盛り込んだ特恵措置延長法案を提出した。

特恵措置延長法案第603条によって、TPA・TAA一括法案第212条によって改正された1985年均衡予算及び緊急赤字統制法第251A条(6)(D)(ii)の再改正を行うとするものである。この施行規定によると、2024会計年度メディケア予算の一律削減率が0.0%から0.25%に引き上げられたという実績が残ってしまうことになる。後述するように、貿易円滑化及び取締りの機能・活動法案第912条によるTPA・TAA一括法案の改正規定がTPA・TAA一括法案の施行期日と同日とされているのと対照的である。

#### 第6編 代償財源

##### 第603条 2024会計年度のメディケア一律削減の修正規定の削除

(a) 総じて一次項を前提にして、1985年均衡予算及び緊急赤字統制法第251A条(6)(D)(ii)は、「0.25パーセント」を削り、「0.0パーセント」を加えることによって改正される。

(b) 施行期日—この条の規定による改正は、2015年通商法が制定されなければその効力が生じないものとし、2015年通商法がこの法律の制定日後に制定される場合は、この改正は、本法が2015年通商法の制定日後に制定されたとみなして施行する。

(参考)TPA・TAA一括法案第212条

1985年均衡予算及び緊急赤字統制法第251A条(6)(D)(ii)は、「0.0パーセント」を削り、「0.25パーセント」を加えることによって改正される。

・この特惠措置延長法案は、6月11日、次のとおり可決され、上院に送付された。

	賛成	反対	投票せず
共和党	212	31	2
民主党	185	1	2
計	397	32	4

## 2 TPA・TAA 一括法案(HR1314)並びに貿易円滑化及び取締りの機能・活動法案(HR644)の下院本会議審議等に関する 305 決議案

・6月11日に下院議事規則委員会で可決された 305 決議案の内容は、次のとおりである。

### 【TPA・TAA 一括法案】

- 次の3つの部分に分割し、この順序で審議を行う。
- ① TAA の財源に関する条項（第2編第212条で、公的医療保険に関する予算の一律削減を定めている）
- ② ①以外の TAA に関する部分(第2編第201条―第211条)
- ③ TPA 法案に関する部分(第1編第101条―第111条)
- ①については、採択されたものとみなす。
- ②及び③については、1時間の審議を行った後に採決を行う。
- 法案可決には、②及び③の両方の可決を必要とする。

### 【貿易円滑化及び取締りの機能・活動法案】

- TPA 法案の人身売買に関する条項の修正や為替操作に関する拘束力のある条項の削除等の修正を含め、1時間の審議を行った後に採決を行う。
- 可決後に両院協議会の開催を求める。

(注)6月10日付の「TPA・TAA 一括法案の下院審議の焦点」1頁で、「2015年TPA法案のオバマ大統領の署名後に、貿易円滑化及び取締りの機能・活動法案の両院協議会を開催する」と説明したが、同法案による改正規定の施行時期を調整することによって、同法とTPA・TAA 一括法の適用関係の問題を解決している。

### 【貿易円滑化及び取締りの機能・活動法案第912条によるTPA・TAA 一括法案の改正】

(g) 施行期日

この条による改正は、2015年超党派貿易優先事項及び説明責任法の規定に含まれるとみなして、その効力が生じるものとする。

・305 決議案は、次のとおり、6月11日の下院本会議で可決された。

	賛成	反対	投票せず
共和党	209	34	3
民主党	8	178	2
計	217	212	5

3 TPA・TAA 一括法案は、6月12日の下院本会議で審議が行われ、第2編 TAA 関連部分(第201条―第211条)が否決、第1編 TPA 関連部分(第101条―第111条)が可決という結果になった。

	第2編 TAA 関連部分(第201条―第211条)			第1編 TPA 関連部分(第101条―第111条)		
	賛成	反対	投票せず	賛成	反対	投票せず
共和党	86	158	2	191	54	1
民主党	40	144	4	28	157	3
計	126	302	6	219	211	4

・ベイナー下院議長(共・オハイオ州)は、再審議を行う動議を提出している。同議長が発声による動議の採決を求め、同議長が賛成多数とした際に、レビン下院歳入委員会筆頭理事(民・ミシガン州)が記名投票を要求したので、通知する期日まで再審議に関する動議の議事進行は延期されている。共和党が今週早々にも再び採決する動きを見せている中で、民主党としては、TAA の制度改善等を獲得した上で2021年8月末までTAAを延長するか、又はTAAの延長は毎年度の歳出予算法案(2015会計年度もこの措置により実施中)に委ね、現行案のTPAを阻止するのかの選択を迫られるのではないかと懸念されている。

4 貿易円滑化及び取締りの機能・活動法案は、引き続き、下院本会議で審議が行われ、次のとおり可決された。

	賛成	反対	投票せず
共和党	228	17	1
民主党	12	173	3
計	240	190	4

・上院で5月22日に可決された法案と次のとおり異なっているので、305決議によって今後開催される両院協議会で調整後に、上下両院で採決する運びになる。

なお、下院案では、上院案の第7編A節の過少評価された通貨について相殺関税の対象とする第7編A節の規定は、全部削除されている。またTPA・TAA一括法案の第1編の規定も改正しており、人身売買について国務省報告で最低の基準とされた国との通商協定に関し、大統領貿易促進権限に基づく議会の迅速な審議を適用しないという規律も緩和している。

<貿易円滑化及び取締りの機能・活動法案>

上院本会議(5/13 財政委員会報告)	ライアン下院歳入委員長提案(5/12)
第1編 貿易円滑化及び貿易取締 第101条—第115条	第1編 貿易円滑化及び貿易取締 第101条—第119条
第2編 輸入の衛生及び安全性 第201条—第203条	第2編 輸入の衛生及び安全性 第201条—第203条
第3編 輸入に係る知的財産の保護 第301条—311条	第3編 輸入に係る知的財産の保護 第301条—311条
第4編 反ダンピング及び相殺関税命令の侵食 第401条—第403条	第4編 反ダンピング及び相殺関税命令の侵食防止 第401条—第433条(A節 貿易救済法の取締に関する対策、B節 貿易救済法の侵食調査、C節 その他)
第5編 貿易救済法の改正 第501条—506条	第5編 貿易救済法の改善 第501条—507条
第6編 追加の取締及び知的財産の保護 第601条—612条	第6編 追加の取締規定 第601条—603条
第7編 為替操作 A節 通貨過少評価の調査 第701条—第706条 B節 為替レート及び経済政策に関する責務 第711条—712条	第7編 為替操作 第701条—702条(上院案B節と同じ規定)
第8編 仮の課税延期及び削減の審議プロセス 第801条—806条	第8編 米国税関国境警備局の編成 第801条—第802条
第9編 その他の規律 第901条—第914条	第9編 その他の規律 第901条—915条
第10編 代償財源 第1001条—第1002条	

<貿易円滑化及び取締りの機能・活動法案第 912 条による TPA・TAA 一括法案の改正>

(a) 第 102 条(a)に(14)を追加

(14)通商協定は、米国移民法の変更を要求し、又は移民及び国籍法第 101 条(a)(15)の規定に基づき発給されるビザのアクセスを供与し、若しくは拡大することを米国に義務付けないことを確保すること。

(b) 第 102 条(a)に(15)を追加

(15)通商協定は、地球温暖化又は気候変動に関して米国の法の変更を要求し、又は米国に義務付けないことを確保すること。

(c) 第 102 条(b)に(22)を追加

(22)水産物交渉—魚類、水産食品及び甲殻類に関する米国の主要な交渉目的は、関税及び非関税障壁を削減し、及び撤廃するとともに、貿易を歪曲する補助金を撤廃すること等によって、外国の魚類、水産食品及び甲殻類が米国において与えられているのと実質的に同等の、米国产の魚類、水産食品及び甲殻類のための競争機会を外国市場で獲得すること及びより公正で開放的な交易条件を達成することである。

(d) 第 104 条(c)(2)(C)の後段(下線部分)として追加

(C)(A)(i)及び(B)(i)の議会助言グループのそれぞれの構成員は、この編が適用される、いかなる通商協定であっても、その米国交渉団に対する正式な助言者として、大統領のために米国通商代表によって信任されるものとする。(A)(ii)及び(B)(ii)の議会助言グループのそれぞれの構成員は、議会助言者グループの一員であるという理由により、この編が適用される、いかなる通商協定であっても、その米国交渉団に対する正式な助言者として、大統領のために米国通商代表によって信任されるものとする。

更に、(A)(i)及び(B)(i)の委員長及び筆頭理事は、これらの交渉団として任務を果たすために、適切なセキュリティチェックを受けた者を 3 人まで指名することが許容されるものとする。

(注) (A)(i)及び(B)(i)は、下院歳入委員会及び上院財政委員会を指している。

(e) 第 106 条(b)(6)の(B)を(C)とし、(B)を追加

(A)総じて—大統領貿易促進権限手続きは、2000 年人身売買の犠牲者防止法

第 110 条 (b) (1) の規定に基づき提出された人身売買に関する最新の年次報告で、人身売買撲滅の最低基準が適用された国及び最低基準に完全には該当していないが、遵守するよう意味のある努力をしていない政府(通常は第 3 階層の国と呼ばれている)との通商協定又は第 103 条 (b) の通商協定に関するいかなる実施法案に対して適用してはならない。

(B) 例外一

(i) 例外の訴求一大統領が、(A) の適用国が人身売買に関する最新の年次報告の主要な勧告を実施するために具体的な対策を講じているという書簡を担当議会委員会に提出した場合は、この項の規定は、当該国との通商協定に適用してはならない。

(ii) 書簡の内容；国民への公表一ある国に関して前号の規定により提出された書簡は、

(I) 前号の主要な勧告を実施するために講じた具体的な対策を含むとともに、

(II) 国民が閲覧し得るようにしなければならない。

(iii) 担当議会委員会の定義一この号における「担当議会委員会」は、

(I) 下院の歳入委員会及び外交委員会、並びに

(II) 上院の財政委員会及び外交委員会とする。

(C) 人身売買撲滅に関する最低基準一この項において「人身売買撲滅に関する最低基準」とは、2000 年人身売買の犠牲者防止法第 108 条の基準をいう。

(f) 技術的な修正

項及び号の追加に伴う、項番号及び号番号の修正を行う。

(g) 施行期日

この条による改正は、2015 年超党派貿易優先事項及び説明責任法の規定に含まれるとみなして、その効力が生じるものとする。